



平成20年3月13日

各 位

会社名 株式会社 エクセル
代表者名 代表取締役社長 橋本 善夫
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経理部長 進藤 龍生
(TEL 03 - 5733 - 8404)

内部統制システム構築の基本方針改訂のお知らせ

当社は、平成20年3月13日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める「財務報告に係る内部統制」システムの構築を目指すことを主な目的として、内部統制システム構築の基本方針を改訂することを決議致しましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせ致します。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念E×21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全取締役に順守を求める。
 - (2) 取締役は、業務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に作成、保存する。
 - (2) その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。
 - (3) 取締役並びに監査役は、それらの情報を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき定期的に当社において発生する可能性のあるリスクを調査し、対処すべき内容に応じて当該リスクの管理担当部署を決定する。また、その管理担当部署はリスクを適正に管理する。
- (2) 予見しないリスクが顕在化するなど経営に与える影響が高いと判断されるときは、リスク管理委員会を設置し、その対応にあたる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、代表取締役社長が招集する経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念E×21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全使用人に順守を求める。
- (2) 内部通報規程に基づき法令・定款等に違反する行為等の通報・相談の窓口を開設し、社内自浄能力の向上を図る。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が法令順守並びに企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として定めた「企業理念E×21」並びに「法令順守マニュアル」は、当社及び子会社から成る当社グループの全使用人に順守を求める。
- (2) 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁、報告制度による子会社経営の管理を行う。

- (3) 内部監査部門である監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施又は統括し、当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

7 . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。

8 . 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。

9 . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ各企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、リスク管理委員会などの重要会議に出席する機会を確保する。
また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。

10 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
- (2) 監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。

1 1 . 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。
- (2) 取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。
- (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- (4) 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。

以上